



EUの拡大と加盟国の脱退 —EUの複合的憲法秩序へのアプローチ—

講演

ホセラモン・ベンゴエッチャ (バスク自治州大学・法哲学教授、元・国際法社会学研究所(オニャーティ)所長、元・ヨーロッパ司法裁判所・イギリス選出裁判官ロークラク、平成26年度法学研究所招へい研究員)

※講演は英語で行われます。通訳はつきません。

コメント

石田慎一郎

(首都大学東京 都市教養学部准教授)

コメント

アントニオス・カライスコス

(法学部准教授)

司会

角田 猛之(法学部教授)

本報告は、EU法秩序を意味する「ヨーロッパ」に対してのつぎのような見方、すなわちヨーロッパはもっぱらEU法とEU加盟国の公式法(国家法)から成り立っているという見方に対して、多元主義的な観点から異議を唱えようとするものである。加盟国内部でのナショナルな運動から提起されているさまざまな主張は、領域的な自治の要求とともに、近年大きな盛り上がりを見せているスコットランドやカタルーニャ、バスク自治州などでの独立の要求に対して、EUはいかに対処するのかという問題を提起している。エディンバラ大学のニール・マコーミックによって提起されたEU内部の拡大の問題は、このようなコンテキストにおいて検討に値する。

憲法上の多元主義に関する議論をともなうこれらの主張に加えて、上記の公式法と並んで存在する、公式ではない国家法以外の法や規範秩序が存在することから、EU内においてはさらなる多元主義が出現している。これらの法多元主義は、一定の領域を有する固有のコミュニティや固有の領域を有しないエスニックなマイノリティ、そしてEUへの移民の増大によってもたらされた固有の領域をもたない宗教的マイノリティなどとかかわりを有している。アジア法の文脈において千葉正士が分析し、みごとに理論化しているこれらの法多元主義の諸形態は、ヨーロッパの文化の多文化的状況と関連している。

最後に、ヨーロッパ統合のプロジェクトとそのプロジェクトが担う諸価値は、国民国家への回帰を主張し、EUとその大半の政策に対して挑戦を挑むナショナリストの運動によって疑問視されてきている。これらの運動は大衆受けのするナショナリズムと、ヨーロッパとりわけユーロ圏を直撃したグローバルな金融危機への対応策として取られた厳しい緊縮財政の結果、ヨーロッパで支持を得てきている。

これらの課題は法哲学とヨーロッパ統合に関するつぎのような重大な問題を提起している。すなわち、主権を共有するとはいかなることを意味するのか？ さまざまな憲法秩序が多元的に存在する場合において、法はいかなる意味を有するのか？ ヨーロッパの新たな憲法秩序において民主的な価値や基本的な合意をいかにして共有すべきなのか？

本報告では以上のような諸問題を検討したい。

日 時

2014 **11/22 SAT**
14:30~17:00

場 所

関西大学 千里山キャンパス
児島惟謙館1階第1会議室

聴講自由・申込不要

問い合わせ先

関西大学研究所事務グループ

〒564-8680吹田市山手町3-3-35
TEL:06-6368-0329 FAX:06-6339-7721
E-mail :hogakuken@ml.kandai.jp